

# 東京都の都市型水害対策

～水害に強い安全な都市<sup>まち</sup>づくりをめざして～

(概要版)

平成13年11月

東京都都市型水害対策検討会

## はじめに

近年、1時間最大雨量で100ミリを越えるような集中豪雨が全国で多発している。

特に、昨年9月11日～12日の名古屋地方を襲った豪雨は、東海観測所で観測開始以来最大となる、時間最大114ミリ、総雨量589ミリを記録し、死者10名、浸水棟数6万棟以上の大水害となった。

このため、建設省(現国土交通省)では、「都市型水害緊急検討委員会」(座長 玉井信行東大教授)を設置し、11月に、事前対策のあり方、危機管理対策のあり方、河川・下水道等の連携のあり方等についての提言を行った。

都内には、主要駅近郊に13の大規模地下街があり、平成12年度現在、延べ面積約22万6千㎡の地下空間や12路線(区間延長251.7km、246駅)もの地下鉄があり、不特定多数の人々が利用している。ひと度、地下空間が浸水した場合には、地上での水害とあわせ、甚大な被害となる危険性が高い。

このような状況を背景とし、東京都は、整備水準を大きく上回る降雨を想定した場合の、浸水被害を軽減する方策や整備目標のあり方等を検討するため、本年1月に、気象庁、消防庁、地元区をはじめ、総務局、都市計画局、建設局、下水道局で構成する「東京都都市型水害対策検討会」を設置し、同年8月には、即効性のある対策を緊急に実施していくことが重要と考え、洪水ハザードマップの作成・公表等ソフト対策を中心に中間報告をとりまとめ、その前段として、神田川流域をモデルに、洪水ハザードマップの基礎図となる「神田川流域浸水予想区域図」を公表した。

本報告は、中間報告でのソフト対策に加え、河川・下水道が連携した整備のあり方、治水施設の整備水準の向上等ハード対策をあわせとりまとめたものである。

実施にあたっては、本報告を踏まえ、国、都、区市町村などそれぞれが連携して対策にあたる必要があるとあり、特に、本検討会の議論の中心であった、洪水ハザードマップについては、先に公表した神田川浸水予想区域図に引き続き、すみやかな作成・公表が望まれる。

また、あらゆる機会、手段を通じ、広く都民に対して、対策の広報・啓発活動を積極的に展開していく必要がある。

平成13年11月

東京都都市型水害対策検討会

座長 建設局道路監

小峰良介

# - 目 次 -

## はじめに

<b>1 . 都市型水害対策の必要性</b> .....	1
(1) 背景 .....	1
(2) 東京における近年の水害（降雨）と特徴 .....	2
(3) 治水対策の現状と課題 .....	3
<b>2 . 基本的な考え方と施策の体系</b> .....	5
(1) 基本的な考え方 .....	5
(2) 施策の体系 .....	5
<b>3 . 都市型水害対策推進のための施策</b> .....	6
(1) 河川の整備 .....	6
(2) 下水道の整備 .....	7
(3) 流域対策の推進 .....	8
(4) 整備水準のステップアップと河川・下水道の連携 .....	8
(5) 洪水情報の提供 .....	10
(6) 浸水予想区域図の作成・公表 .....	14
(7) 洪水ハザードマップの作成・公表 .....	14
(8) 避難防災体制の整備・確立 .....	14
(9) 広報・啓発 .....	14
<b>4 . 緊急を要する施策</b> .....	15
(1) 浸水予想区域図の作成・公表 .....	15
(2) 洪水ハザードマップの作成・公表 .....	15
(3) 住民・地下空間管理者等への迅速な情報提供 .....	16
(4) 広報・啓発 .....	16
(5) 関連計画における都市型水害の位置付け .....	16
<b>5 . 今後の課題</b> .....	17
(1) 浸水予想区域図、ハザードマップの今後の展開 .....	17
(2) 都市型水害対策の施策の役割分担・連携 .....	17

## 1. 都市型水害対策の必要性

### (1) 背景

平成11年6月29日、福岡市において梅雨前線による1時間79.5ミリという豪雨により地下街への浸水被害が発生した。また同年7月21日にも東京都において、1時間131ミリという局地的な集中豪雨が降り、いずれも地下室への浸水による死亡事故という新たな形態の水害を発生させた。

このため、東京都は、気象庁や消防庁等関係機関からなる「地下空間浸水対策検討会」を設置した。検討会では、浸水実績図の公表や大雨時の気象情報や河川水位情報などを地下空間管理者等に対し即時に伝達するなど、即効性のある対策を緊急に実施すべきとの報告を平成12年4月にとりまとめた。

検討会からの報告を受け、地下街管理者への情報サービスを同年6月より実施してきたが、その矢先、同年9月11日から12日にかけて名古屋地方を襲った秋雨前線による豪雨によって、明治24年から観測を開始した名古屋地方気象台では観測史上最大となる1時間降雨量97ミリを記録し、アメダスの東海観測所では更にそれを上回る1時間降雨量114ミリ、総降雨量589ミリという未曾有の豪雨を記録した。これにより、東海地方を中心に死者10名、浸水棟数6万棟以上に及ぶ大水害を発生させた。このため、建設省（現国土交通省）では、「都市型水害緊急検討委員会」を設置し、同年11月に **事前対策のあり方、危機管理のあり方、河川、下水道等の連携のあり方**等についての提言を行ったところである。

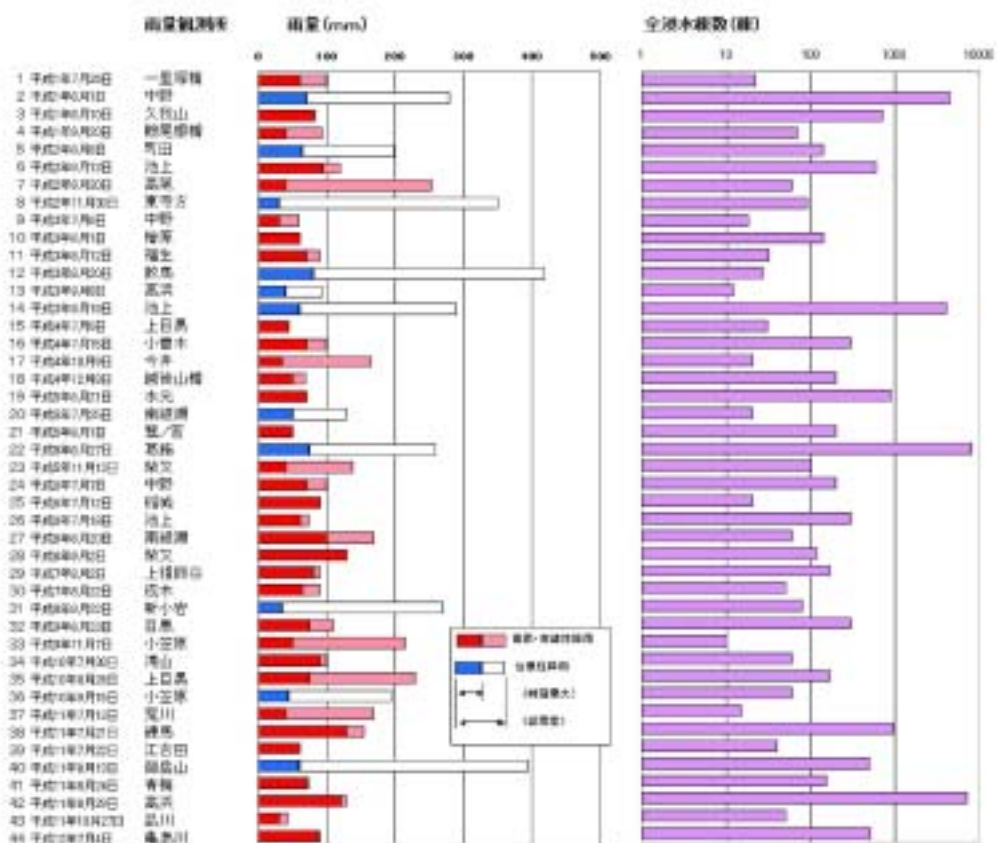
また、都においても、1時間に100ミリを超えるような集中豪雨が近年多発しており、特に、都心や副都心のように、ライフラインや

地下鉄、地下街等の地下空間が高度に利用されている流域においての大洪水は、多くの人命、財産はもとより、経済に与える影響等、甚大な被害を発生させることが懸念される。

このような状況に鑑み、整備水準を大幅に上回る降雨に対しても被害を最小限にとどめるため、ハード・ソフト両面から総合的に都市型水害対策を検討する必要性が生じている。

## (2) 東京における近年の水害（降雨）と特徴

東京都の水害記録によると、10棟以上の浸水被害が発生したのは、最近の12年間で台風性による降雨で11回、集中豪雨等によるもので33回となり、年に3～4回の頻度と言える。



注1) 雨量観測値は、管内最大の雨量を抽出した観測所。  
 注2) 浸水被害は、浸水被害計測より浸水棟数10棟以上をとした。浸水における管内の浸水棟数の合計値を示すものであり、最大雨量観測地点と浸水箇所は必ずしも一致しない。

平成元年から平成12年までの降雨状況と浸水被害

### **(3) 治水対策の現状と課題**

これまで都は、1時間に50ミリの降雨に対応できるよう河川及び下水道の整備を計画的かつ着実に推進してきた。

しかし、平成11年の練馬区、港区を中心とする豪雨のように、局地的ではあるが、1時間100ミリを超える短時間で極めて強い雨が、往々に発生している。整備水準を超過した雨に対して、また、地形的に低地やくぼ地であるなどの場合には、既存の治水施設の能力では十分に対応できず、水害が発生する場合もある。

このため、これまでも増して河川、下水道等の治水施設整備を鋭意進めていくとともに、浸水被害を受けやすい地域に住む住民や地下街管理者等に対する防災意識啓発を図っていくなど、ハード、ソフト両面からの総合的な浸水対策が求められている。

#### **(ハード対策)**

- 1) **河川の整備**
- 2) **下水道の整備**
- 3) **雨水流出抑制施設の整備**

#### **(ソフト対策)**

- 4) **浸水実績図の公表等のソフト対策**

**浸水実績図の公表**

**下水道雨水排水整備状況図の公表**

**地下空間管理者等への気象情報・河川水位情報等の情報伝達**

## 課題

以上のように、東京都では都市型水害防止のためのハード・ソフト対策が、主に河川・下水道の分野を中心として個別に進められてきているとともに、水害発生時の避難・防災体制等についても、区市町村との連携のもとに各種の対策が講じられている。

今後は、河川・下水道の各分野における個別の対策をさらに充実させていくとともに、洪水調節施設の設置・運用等のハード面と、浸水予想区域図・ハザードマップの作成・公表、水害に関する各種の情報提供等のソフト面のそれぞれについて、河川・下水道をはじめとする関係機関のより一層の連携が必要となってきた。また、水害発生時の避難・防災体制についても、区市町村および自治会組織や自主防災組織までも含めた綿密な連携強化が必要となってきた。

## 2. 基本的な考え方と施策の体系

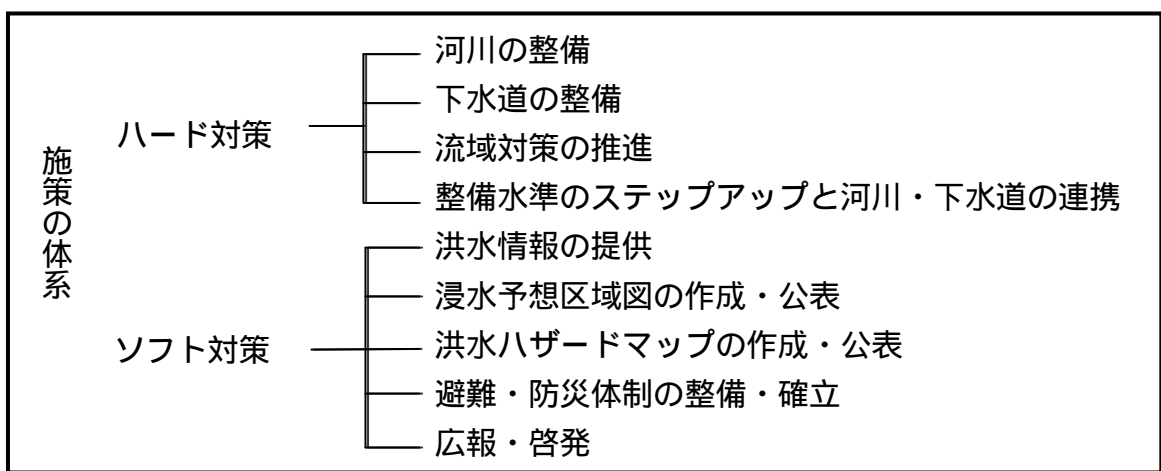
### (1) 基本的な考え方

「都市型水害緊急検討委員会（座長：玉井信行東大教授）」の緊急提言を踏まえ、東京都の都市型水害対策の基本的な考えは、以下の通りとなる。

現況下において緊急に対応が可能な対策を優先的に実施する。  
河川・下水道等のハード対策を進めるとともに、連携を図りながら、住民に対して、被害軽減のためのソフト対策を講ずる。  
ソフト対策は、水害時の情報提供のあり方、水害危機管理、広報・啓発対策等とする。  
東京都・区市町村は、都市型水害対策を水防計画及び地域防災計画に位置付ける。

### (2) 施策の体系

都市型水害に対する施策は、以下に示すようなハード・ソフト両面から実施していく。





### 3. 都市型水害対策推進のための施策

施策の体系をうけ、ハード、ソフト対策における各施策は、次のとおりである。

#### (1) 河川の整備（ハード対策）

- ・ 浸水実績などをもとに、現在行っている河道や調節池などの治水施設を、より重点的に進める。
- ・ 地下調節池のネットワーク化により、局地的な集中豪雨に対応した施設の効率的な運用を図る。



## (2) 下水道の整備（ハード対策）

- ・現在行っている雨水排除の基幹施設の整備を着実に進める。
- ・「雨水整備クイックプラン」に基づく、早期浸水被害の軽減を推進する。
- ・管渠のバイパス化や貯留管の設置、幹線の暫定貯留施設としての利用などによる浸水対策の促進を図る。

### 下水道雨水排水整備状況



下水道雨水排水整備状況図

出典 下水道局資料

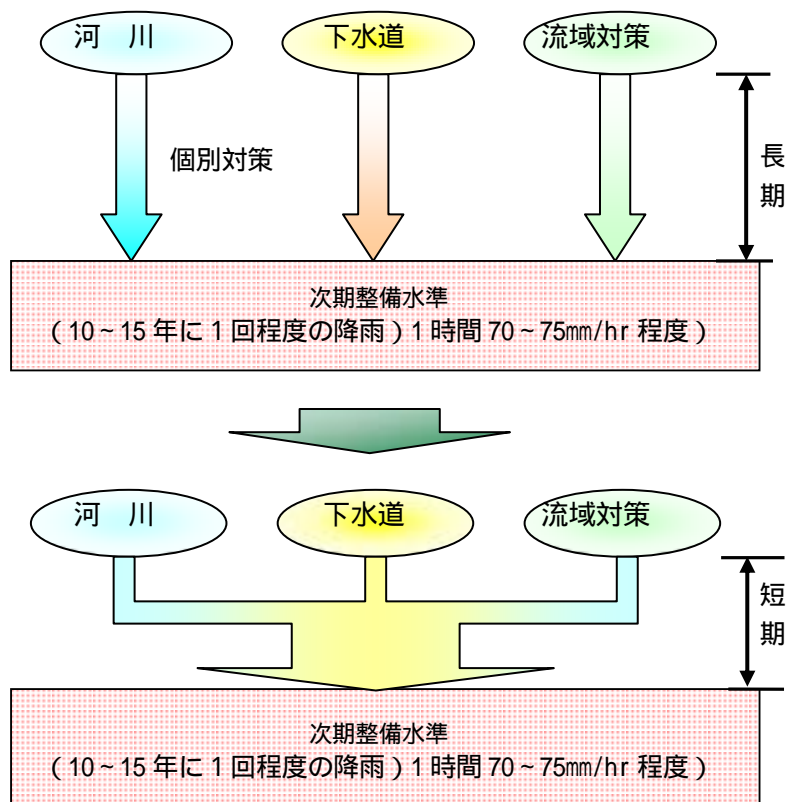
### (3) 流域対策の推進（ハード対策）

- ・車道の透水性舗装や貯留・浸透施設の設置などの流域対策の更なる推進
- ・雨水流出抑制のための更なる研究・開発
- ・流出抑制施設の適正な管理・運用
- ・「総合治水基本計画（仮称）」の策定とそれに基づく流域対策の推進

### (4) 整備水準のステップアップと河川・下水道の連携（ハード対策）

- ・河川・下水道の連携による次期整備水準への早期かつ効率的なステップアップ
- ・河川・下水道施設の連携による調節池・貯留管・ポンプ運転調整など総合的な治水施設の効率的運用の検討

#### 1) 次期整備水準へのステップアップ

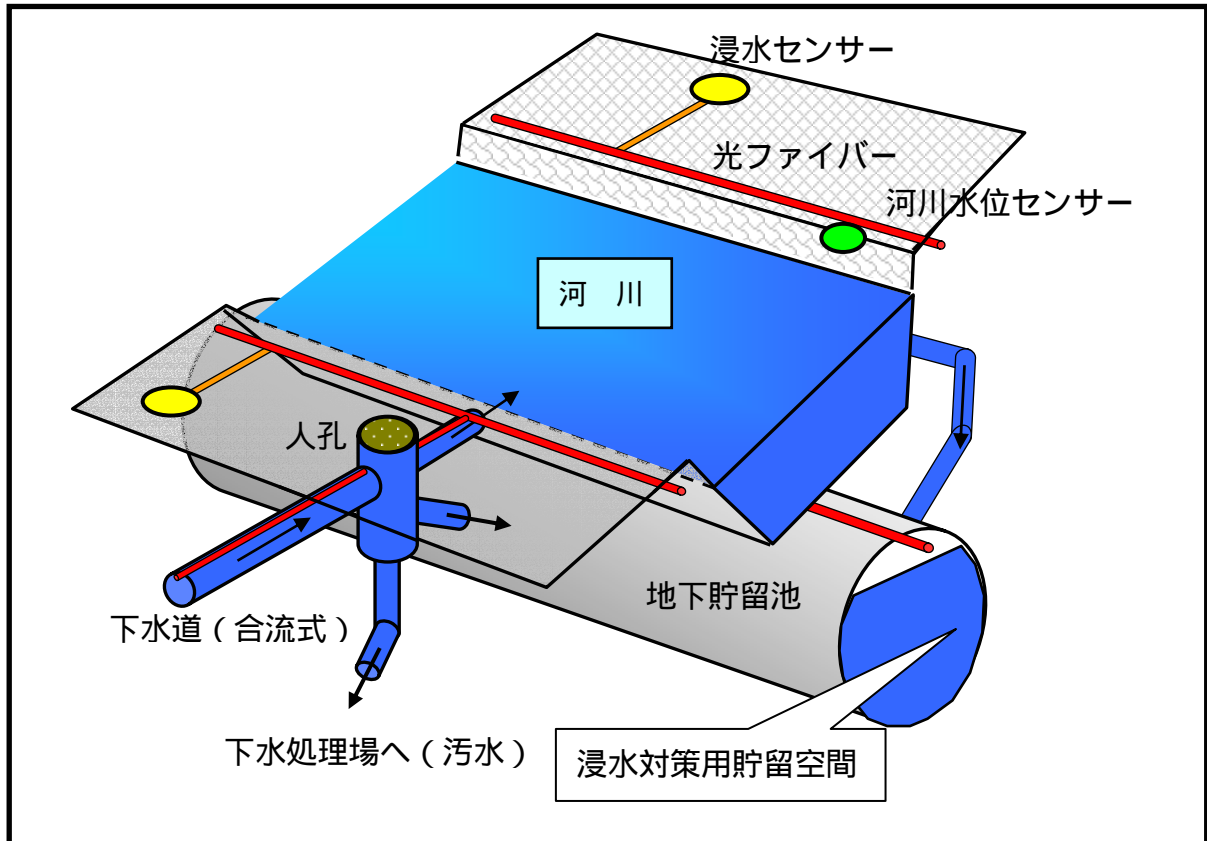


河川・下水道・流域対策の連携による次期整備水準達成の短縮化

## 2) 河川・下水道の連携

河川と下水道の連携による浸水対策

ポンプ排水区域の浸水対策、河川水位の監視とポンプ運転調整



河川・下水道の連携による浸水対策イメージ図

## (5) 洪水情報の提供（ソフト対策）

- ・洪水情報共有システムの拡充
- ・多様なメディア（インターネット、CATV等）を介した住民への洪水情報の提供

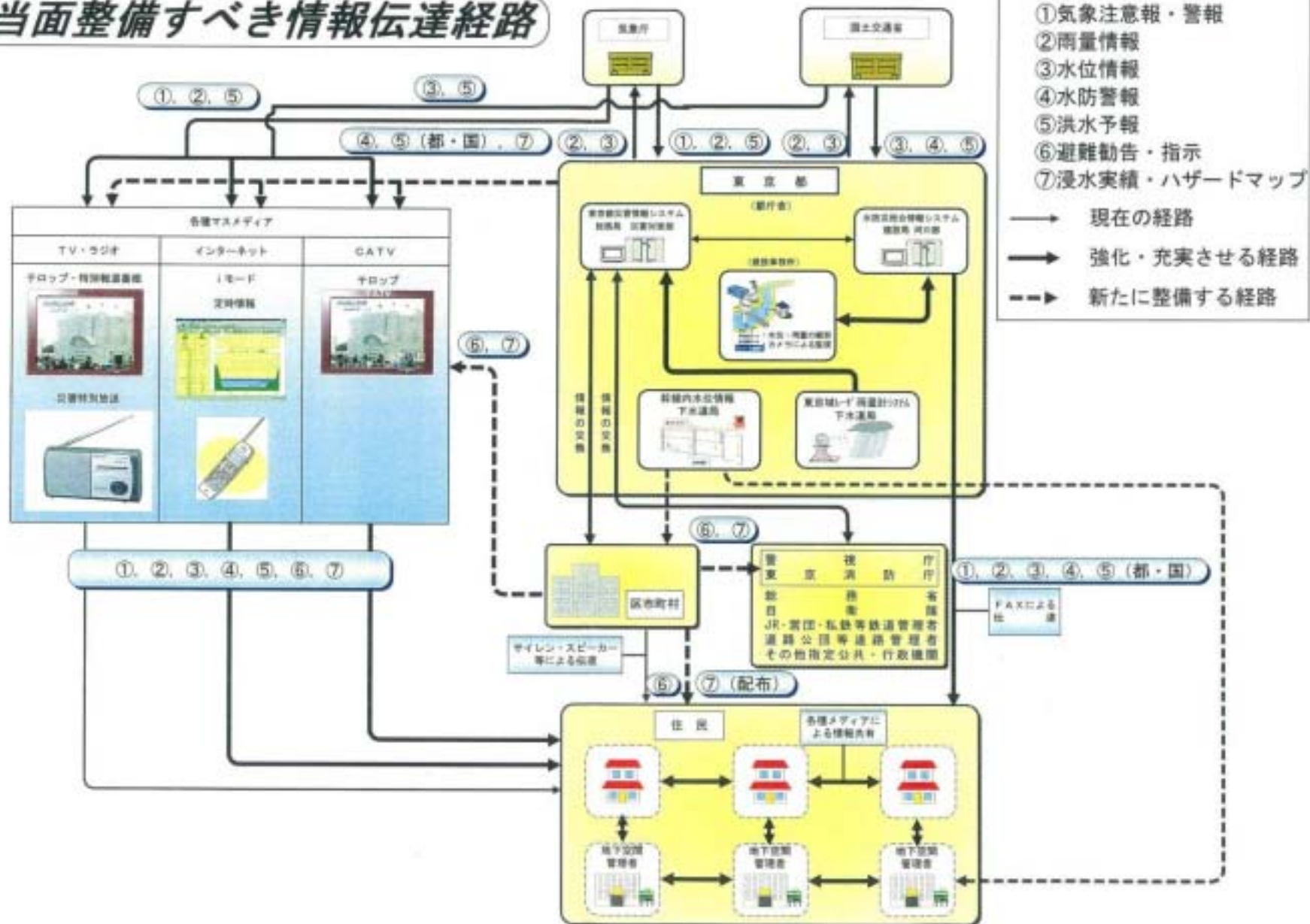
1) 現状を含めた全体像

2) インターネットの活用

3) CATVの活用

4) その他

# 当面整備すべき情報伝達経路





## 有線テレビ河川情報送信システムの導入（文京区）

(目的)

水防対策の一環として、大雨等による地域の気象警報や河川水位の変化等の水防情報を、区内CATVでリアルタイムに区民へ提供する。

(内容)

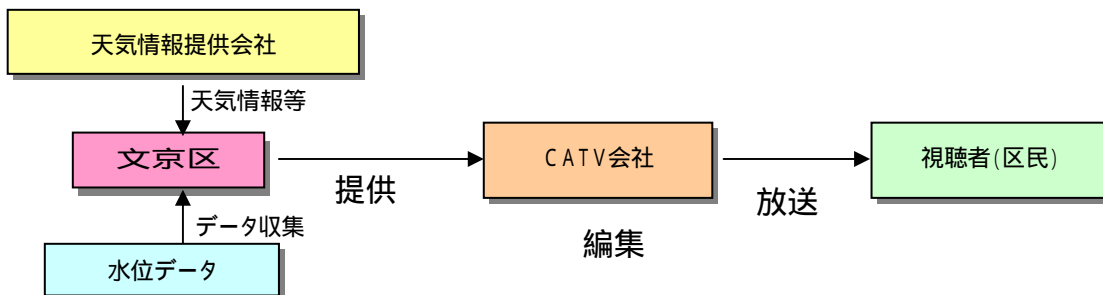
警報等が発令された際に、区内の気象情報や神田川水位の変化が、文京区民チャンネルの放送画面の一部を割いて(L字型スーパー形式)、自動的にリアルタイムな情報として放映されるシステムである。

(稼働時期)

平成13年11月(予定)



(情報・データの流れ)





#### (6) 浸水予想区域図の作成・公表（ソフト対策）

- ・ 浸水予想区域図の作成・公表により、水災の危険性に関する水防機関・住民への事前周知を図る。

・ 「神田川流域浸水予想区域図」・・・公表（8月30日）参考資料 3

#### (7) 洪水ハザードマップの作成・公表（ソフト対策）

- ・ 浸水予想区域図とともに、水災に対する避難情報の事前周知を図る。

#### (8) 避難防災体制の整備・確立（ソフト対策）

- ・ 防災拠点施設の浸水時における、現状の点検と対策
- ・ 資機材、物資の備蓄及び点検
- ・ 迅速かつ正確な情報収集及び伝達
- ・ 災害時要援護者の避難時の支援
- ・ 危機管理訓練の実施
- ・ 地域防災計画の充実

#### (9) 広報・啓発（ソフト対策）

- ・ 都市型水害について、広報活動を行う。
- ・ 都市型水害についての自助努力の必要性に対する意識を啓発していく。

## 4．緊急を要する施策

このような状況を踏まえ、各関係機関が協力・連携して、都市型水害を未然に防止し被害の軽減を図るため、下記に示すような特に緊急に対応が可能な対策については、優先的に実施していくものとする。

### (1) 浸水予想区域図の作成、公表

洪水ハザードマップの作成に必要な中小河川の浸水予測シミュレーション、内水浸水シミュレーションを実施する。

平成13年8月に公表した「神田川流域浸水予想区域図」に引き続き、他の中小河川流域等についても、順次浸水予想区域図を作成・公表する。

神田川に続き、浸水予想区域図を作成・公表する予定の河川は、石神井川、渋谷川・古川、目黒川、隅田川、新河岸川、白子川、江東内部河川等とし、その他の河川についても順次検討を進めていく。

なお、作成にあたっては、今回の成果を踏まえ、河川・下水道が連携してシミュレーションを行うべきである。

### (2) 洪水ハザードマップの作成、公表

関連区は、各河川の浸水予想区域図の作成・公表を踏まえ、速やかにハザードマップの作成・公表を行う。特に、神田川流域が区域の大部分を占めている関連区は、平成14年の出水期を目途とする。

### **(3) 住民・地下空間管理者等への迅速な情報提供**

豪雨時に、迅速かつ安全な避難ができるよう、既存の情報伝達システムの見直しや拡充を図るとともに、特に広範囲の不特定多数者に一斉かつ迅速(リアルタイム)な対応が可能なインターネット等の活用を図るべきである。

### **(4) 広報・啓発**

浸水予想区域図、ならびに洪水ハザードマップの作成・公表に際しては、その有効性等に関して関連区域内の住民の理解を十分に得られるよう広報活動に努めるものとする。

またそれらをもとに、水害の危険性や対策の必要性に対する住民の意識を喚起できるよう、啓発活動に努めるものとする。

### **(5) 関連計画における都市型水害の位置付け**

「東京都水防計画」における「都市型水害への対応」の項目の掲載を踏まえ、都および各区市町村の地域防災計画(風水害編)についてもその改定時期に合わせて都市型水害対策に関する内容を掲載していくものとする。

## 5 . 今後の課題

### (1)浸水予想区域図、ハザードマップの作成・公表における課題

本検討会において、今回河川・下水道が連携して作成・公表した浸水予想区域図は、神田川が第1号であり、水防管理者である区市町村が作成・公表するハザードマップとあわせ、他の河川流域に広げていくなど今後本格化することとなる。

このためには、以下のような事が課題となってくる。

- 浸水予想区域図、ハザードマップ提供にあたっての精度、内容の統一・共通化
- 地域特性（大河川との関係、ポンプ排水区等）を反映した公表のあり方
- 国、都、区市町村および地下空間管理者など施設管理者等の一層の連携
- 作成・公表に伴う関係住民等の参加と一層の広報・啓発活動

### (2)都市型水害対策の施策の役割分担・連携

国、都、区市町村、報道機関、ライフライン施設管理者、交通機関等のあらゆる機関があらゆるレベルで役割分担・連携し、都市型水害対策の施策を推進していく必要がある。このためには、以下のことが今後、必要と考えられる。

- 関係機関が都市型水害対策について検討・調整する場として「都市型水害対策連絡会(仮称)」等を設置し、継続的に検討・調整を行い、施策の推進を図る。
- 関係機関が役割分担・連携して実効性のある防災活動を行うための地域防災計画を策定する。
- 区市町村は、地域防災計画等に基づき、町内会等の自主防災組織と連携し、定期的に避難訓練を実施し、防災意識の向上を図っていく。

- 参 考 資 料 -

参考資料 - 1	東京都都市型水害対策検討会設置要綱・・・・・・・・・・	S-1
参考資料 - 2	これまでの検討経過・・・・・・・・・・	S-4
参考資料 - 3	神田川流域浸水予想区域図・・・・・・・・・・	S-5

## 「東京都都市型水害対策検討会」設置要綱

### （設 置）

第1 昨年9月の「東海大水害」をはじめ、整備水準を大きく上回る降雨（超過洪水）が多発し、人命や一般資産被害等甚大な被害をもたらしている。

そこで、これらの実績降雨に対して被害を最小限にとどめるための方策および今後の整備のあり方について、ハード・ソフト両面から検討するために、本検討会を設置する。

### （所掌事項）

第2 検討会は、次に掲げる事項について調査検討を行う。

- （1）整備目標のあり方と当面の対応について
- （2）想定氾濫区域図および中小河川ハザードマップ（案）の作成について
- （3）避難体制の検討、洪水の情報提供のあり方等について
- （4）その他、必要事項について

### （構 成）

第3 検討会は、別表1の委員で構成する。

### （座長および副座長）

第4 検討会に座長及び副座長を置く。座長は委員の互選により選任し、副座長は座長の指名による。

- 2 座長は、会務を主宰する。
- 3 副座長は座長を補佐し、座長に不都合があるときはその職務を代理する。

### （招集等）

第5 検討会は座長が招集する。

- 2 座長は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求めることができる。

### （幹事会）

第6 検討会の下に、検討会の調査検討を補佐するため、幹事会を置く。

- 2 幹事は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。

### （庶 務）

第7 検討会の庶務は、建設局河川部において処理する。

### （補 足）

第8 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に必要な事項については、座長が別に定める。

### 付 則

この要綱は、平成13年1月18日から施行する。

別表1 東京都都市型水害対策検討会構成

職 名			氏 名			
気象庁	予報部	予報課長	青木	孝	(第三回以降)	
気象庁	予報部	予報課長	足立	崇	(第二回まで)	
東京消防庁		警防部長	小林	茂昭		
東京都	総務局	災害対策部長	岡部	恒雄		
	都市計画局	施設計画部長	只腰	憲久	(第四回以降)	
			杉浦	浩	(第三回まで)	
	下水道局	計画調整部長	大矢	爽治	(第四回以降)	
		計画調整部長	鈴木	宏	(第三回まで)	
	建設局	道路監	道路監	小峰	良介	(第四回以降)
			道路監	石河	信一	(第三回まで)
			河川部長	鈴木	進	(第四回以降)
			河川部長	高本	正彦	(第三回まで)
	千代田区		助役	大山	恭司	(第三回以降)
"		都市整備部土木担当部長	高橋	康夫	( " )	
中央区		助役	茂木	三千彦	( " )	
"		土木部長	余湖	由紀夫	( " )	
新宿区		助役	高橋	和雄		
"		環境土木部長	荒木	繁		
文京区		助役	関	賢二	(第三回以降)	
"		土木部長	今井	茂樹	( " )	
台東区		助役	岩丸	昌司	( " )	
"		都市づくり部長	遠山	伸一	( " )	
中野区		助役	池田	學		
"		土木担当部長	石井	正行	(第三回以降)	
"		建設部長	長尾	孝恒	(第二回まで)	
杉並区		助役	小林	義明		
"		都市整備部土木担当部長	森	勉		
豊島区		助役	中原	昭	(第三回以降)	
"		土木部長	高橋	計之	( " )	
練馬区		助役	志村	豊志郎	(第六回以降)	
"		土木部長	栗林	建國	( " )	

座長 副座長

アドバイザー(学識経験者)

玉井 信行(東京大学大学院工学系研究科教授)

国土交通省 都市・地域整備局 下水道部 流域下水道計画調整官

国土交通省 河川局 治水課 都市河川室長

総務省 消防庁 防災課長

(事務局)

東京都建設局河川部計画課

課長 高橋 紀男

中小河川係長 舛原 邦明

中小河川係 佐久間 隆(第二回まで)

" 出戸 剛(第三回以降)

" 水木 麻雄( " )

別表2 東京都都市型水害対策検討会 幹事会構成

職名				氏名	
気象庁	予報部	予報課	防災気象官	宮内 秀	
東京消防庁	警防部	特殊災害課長		相馬 信行	(第三回以降)
東京消防庁	警防部	特殊災害課長		長嶋 敏昭	(第二回まで)
東京都	総務局	災害対策部	防災計画課長	皆川 重次	(第五回以降)
		災害対策部	防災計画課長	鈴木 賢治	(第四回まで)
			応急対策課長	井門 哲二	
	都市計画局	施設計画部	施設計画課長	藤江 賢治	
	下水道局	計画調整部(旧計画部)	事業調整課長	宇田川 孝之	(第三回以降)
			施設計画課長	伊藤 博	(第二回まで)
			副参事(緊急重点雨水対策事業担当)	高橋 良文	
	建設局	河川部	計画課長	高橋 紀男	
			防災課長	池田 繁敏	(第三回以降)
			防災課長	山崎 伸郎	(第二回まで)
		土木技術研究所	技術部長	杉本 隆男	(第三回以降)
		土木技術研究所	技術部長	関谷 英夫	(第二回まで)
		都市整備部	土木計画課長	小山 淳	(第三回以降)
千代田区	総務部	防災課長	安藤 欣也	( " )	
中央区	土木部	管理課長	金沢 昭彦	( " )	
"	区民部	防災課長	新治 満	( " )	
新宿区	環境土木部	土木計画課長	横田 轟	(第三回以降)	
"	環境土木部	土木計画課長	杉田屋 宏	(第二回まで)	
"	総務部	防災課長	倉持 重男	(第三回以降)	
"	総務部	防災課長	岡本 延隆	(第二回まで)	
文京区	土木部	土木課長	松田 照雄	(第三回以降)	
"	総務部	防災課長	八木 茂	( " )	
台東区	総務部	災害対策担当部長	高木 満夫	( " )	
"	都市づくり部	都市計画課長	笹田 繁	(第五回以降)	
"	都市づくり部	道路交通課長	神谷 健次	(第三回、第四回)	
中野区	都市整備部(旧建設部)	道路課長(旧管理課長)	石井 正行		
"	総務部(旧地域センター部)	防災課長	納谷 光和		
杉並区	都市整備部	建設課長	浅野 詔一郎	(第三回以降)	
"	土木部	計画調整課長	原島 昭治	(第二回まで)	
"	区民生活部(旧地域振興部)	防災課長	本橋 正敏		
豊島区	土木部	道路整備課長	萩原 茂	(第三回以降)	
"	区民部	防災課長	大戸 国昭	( " )	
練馬区	土木部	維持課長	黒田 叔孝	(第五回以降)	
"	総務部	防災課長	吉本 卓裕	( " )	

幹事長



## これまでの検討経過

年 月 日	内 容	備 考
H13.1.18	第1回検討会・幹事会（合同） ・ 検討会設置要綱（案）について ・ 検討内容及び今後のスケジュール ・ 浸水予想区域図について	座長 ...建設局道路監 副座長...建設局河川部長 （検討会委員として、都各局のほか 新宿区・中野区・杉並区） 幹事長...建設局河川部計画課長
H13.2.9	第2回幹事会 ・ 河川の浸水予想区域図について ・ 水害時の情報提供等について ・ 地域防災計画での取り扱い	
H13.3.8	第2回検討会 ・ 河川の浸水予想区域図について ・ ハザードマップ事例紹介 ・ 水害時の情報提供等について ・ 水防法改正について	（検討会委員として気象庁が追加）
H13.5.14	第3回検討会・幹事会（合同） ・ 下水道の浸水予想区域図について ・ ハザードマップに用いる対象降雨 ・ 水害時の情報提供(CATV等)について ・ ハード対策（河川・下水道の連携）	（検討会委員として、千代田区・中 央区・文京区・台東区・豊島区が追 加）
H13.6.13	第4回幹事会 ・ 同上 ・ 中間報告（素案）について	
H13.7.31	第4回検討会 ・ 浸水予想区域図について ・ ハザードマップ（案）について ・ 中間報告（素案）について	対象降雨の決定
H13.8.30	第5回検討会 ・ <u>中間報告</u> について ・ 神田川流域浸水予想区域図について	中間報告、神田川流域浸水予想区域 図を公表
H13.10.10	第5回幹事会 ・ 最終報告（素案）について ・ 浸水予想区域図について	（検討会委員として練馬区が追加）
H13.11.2	第6回検討会・幹事会（合同） ・ <u>最終報告</u> について	最終報告を公表

# 神田川流域浸水予想区域図

※ この図は、原図(1/25,000)を縮小・複製したものです。

1. 神田川流域浸水予想区域図について  
 (1) この図は、神田川流域の浸水予想区域と、想定される水深(最大水深)を示したものです。  
 (2) 流域の各地には、浸水の可能性について知っていただくことにより、「緊急時の水防、避難」、「水害に備えた生活様式の工夫」等に役立てていただくようお願いいたします。  
 (3) この浸水予想区域図は、現時点での神田川流域の河道整備状況、治水調剤設備及び下水道の整備状況等を勘案して、平成12年9月に発生した東海豪雨の大雨が降ったことにより、神田川流域が浸水した場合に予想される浸水の状況を、シミュレーションにより求めたものです。なお、流域下部の一部は、ポンプ排水区域となっていますが、ポンプ排水能力を考慮していません。  
 (4) 浸水の予想される区域及びその程度は、雨の降り方や土地の形態の変化及び河川、下水道の整備状況等により変化することがあります。

2. 基本事項等  
 (1) 作成主体 東京都都市整備局対策検討会  
 (2) 作成年月日 平成12年8月30日  
 (3) 対象となる河川 荒川水系神田川(神田川、榑崎寺川、妙正寺川、辻立田川、日本橋川)  
 (4) 対象とした降雨 平成12年9月 東海豪雨  
 (降雨量 58.9mm、総雨量最大値 114mm)

3. 図面の見方のポイント  
 一般的に河川沿いは低地であるため、浸水深が大きくなり注意が必要です。また、河川から離れていても、以下のような青・緑色の低地浸水深が大きくなるので注意してください。  
 (1) 薄青色がっている区域は、昔、河川が流れていた場所(遺跡、緑道等)で低地形です。  
 (2) 黒色の色がついている所は、昔、沼や池などがあった場所が低地帯となっています。



登録番号(12)160番